第二百九十二条の三第八項第一号中「利子」の下に「（法第百六十五条の三第一項に規定する利子をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第九項第二号中「法第百六十五条の三第一項に規定する」を削り、「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。

第三百十九条第三号中「次条第七項」を「次条第二項」に改める。

第三百十九条の二の見出しを「（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第百九十八条第二項に規定する給与等の支払を受ける居住者（次号において「給与等の支払を受ける居住者」という。）が行う同項に規定する電磁的方法（次項において「電磁的方法」という。）による同条第二項に規定する記載事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

二　法第百九十八条第二項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与等の支払を受ける居住者を特定するための必要な措置を講じていること。

三　法第百九十八条第二項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

第三百十九条の二第二項から第六項までを削り、同条第七項中「第百九十八条第七項」を「第百九十八条第五項」に、「その」を「法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書の提出の際に経由すべき」に、「法第百九十六条第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書」を「当該申告書」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百十九条の三を次のように改める。

（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）

第三百十九条の三　法第二百一条第一項第二号ニ（徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その支払う退職手当等（法第百九十九条（源泉徴収義務）に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）とその支払済みの他の退職手当等（法第二百一条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）が一般退職手当等（同号イに規定する一般退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び短期退職手当等（同号ロに規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合（第四号に掲げる場合を除く。）　当該一般退職手当等及び短期退職手当等につき第七十一条の二第一項、第二項、第十項及び第十一項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）の規定に準じて計算した金額

二　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等（法第二百一条第一項第一号ハに規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合（第四号に掲げる場合を除く。）　当該一般退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の二第三項、第四項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

三　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の二第五項、第六項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

四　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合　当該一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の二第七項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

2　前項各号の規定により第七十一条の二の規定に準じて計算する場合には、同条第一項第一号イ、第五項第二号イ及び第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額、同条第一項第二号、第三項第二号及び第七項第三号に規定する一般退職所得控除額並びに同条第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号に規定する特定役員退職所得控除額は、法第二百一条第一項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第七十一条の二第一項第一号イ、第五項第二号イ及び第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額、同条第一項第二号、第三項第二号及び第七項第三号に規定する一般退職所得控除額並びに同条第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号に規定する特定役員退職所得控除額によるものとする。

第三百十九条の四の見出し中「に係る承認等に関する手続」を削り、同条中「から第六項まで」を削り、「事項」を「事項等」に改め、「に係る承認等に関する手続」を削り、「退職手当等の支払者に係る同項の承認」を「政令で定める要件」に、「第三百十九条の二第一項中」を「第三百十九条の二第一項第一号中」に改め、「（給与等」を削り、「退職手当等」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と、同条第二項及び第五項中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条第四項」と、「給与等」とあるのは「退職手当等」と、「それぞれ」を「（給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける居住者」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と、同項第二号中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条第四項」と、「給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける居住者」と、同項第三号中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条第四項」と」に改める。

第三百十九条の十一の見出し中「に係る承認等に関する手続」を削り、同条中「から第六項まで」を削り、「事項」を「事項等」に改め、「に係る承認等に関する手続」を削り、「第二百三条の六第六項（に」に、「公的年金等の支払者に係る同項の承認」を「政令で定める要件」に、「第三百十九条の二第一項中」を「第三百十九条の二第一項第一号中」に改め、「（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）」を削り、「（給与等」を「第二百三条の六第六項」と、「給与等」とあるのは「公的年金等」と、同条第六項中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条の六第六項」と、それぞれ」を「（給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「公的年金等の支払を受ける居住者」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項」と、同項第二号中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条の六第五項」と、「給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「公的年金等の支払を受ける居住者」と、同項第三号中「第百九十八条第二項」とあるのは「第二百三条の六第五項」と」に改める。

第三百五十二条の二第一項中「支払調書等」を「支払調書及び支払通知書」に、「及び同法第百十六条」を「、同法第百十六条」に、「とする」を「及び同法第百六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする」に改め、同条第二項中「受領者」を「受領者等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六十九条第一項の改正規定、第六十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、第七十条第一項の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百二十一条の四第八項第二号の改正規定、第二百二十二条の二第四項の改正規定、第二百六十三条第一項の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十条の改正規定、第二百七十七条（見出しを含む。）の改正規定、第二百七十八条（見出しを含む。）の改正規定、第二百九十二条の三の改正規定及び第三百十九条の三の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第十条の規定　令和四年一月一日

二　第六条第八号ヨの改正規定　令和四年四月一日

三　第三百五十二条の二の改正規定　マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日